

第 3 1 少量危険物

第31 少量危険物

1 用語の意義

(1) 少量危険物貯蔵・取扱所

指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所をいう。

(2) 少量危険物貯蔵・取扱所等

指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所をいう。

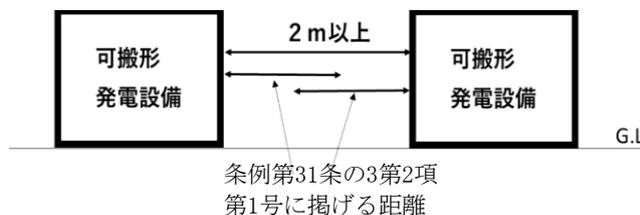
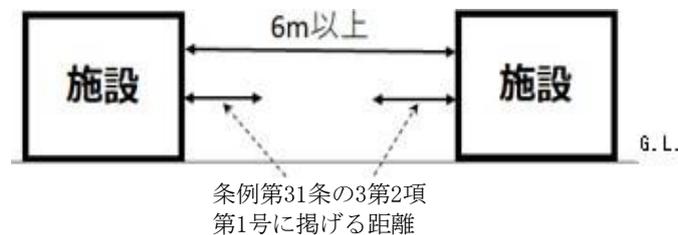
2 危険物の貯蔵・取扱い数量の算定について

(1) 屋外における場合

原則として敷地を単位として行うこと。ただし、次のものは施設等ごとに算定することができるものであること。

ア 施設等相互に、条例第31条の3第2項第1号の空地を含む距離が6メートル以上（可搬形発電設備相互の場合は2メートル以上。）確保されている場合

イ 施設等相互に、耐火建築物若しくは厚さ70ミリメートル以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の塀等で防火上有効に隔てられている場合



塀と施設の間には、空地が保有されていること。

(2) 屋内における場合

原則として棟を単位として行うこと。ただし、次のものについては、ア又はイに示す部分を単位として行うことができるものであること。

なお、一の棟に少量危険物貯蔵・取扱所等が複数設置される場合については、ウにより指導すること。

ア 不燃区画が形成されている部分

(ア) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う部分が、出入口（防火設備が設置されているものに限る。）以外の開口部（防火ダンパー等を設けた換気ダクトを除く。）を有しない不燃材料（網入りガラス以外のガラスを除く。）の壁、柱、床又は天井で他の部分と区画されていること。

なお、当該不燃区画が形成されている少量危険物貯蔵・取扱所は、原則として、隣接させることはできないものであること。

(イ) 不燃区画を貫通する配管等については、原則として認められないが、区画貫通処理を行うことにより、必要最小限の範囲で認めて差し支えないこと。

(ウ) 可燃性の蒸気を発生するおそれのある危険物（引火点40度未満の危険物及び引火点40度以上の危険物のうち引火点以上の状態にあるものをいう。以下同じ。）を貯蔵し、又は取り扱う部分の出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の防火設備が設けられていること。



イ 危険物を貯蔵し、又は取り扱う設備が設置される部分

(ア) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う設備^{*}（危険物を移送するための配管を除く。）の周囲に3メートル以上の空地が保有されていること。ただし、当該施設から3メートル未満となる建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造である場合にあっては、当該設備から当該壁及び柱までの距離の空地が保有されていれば足りるものであること。

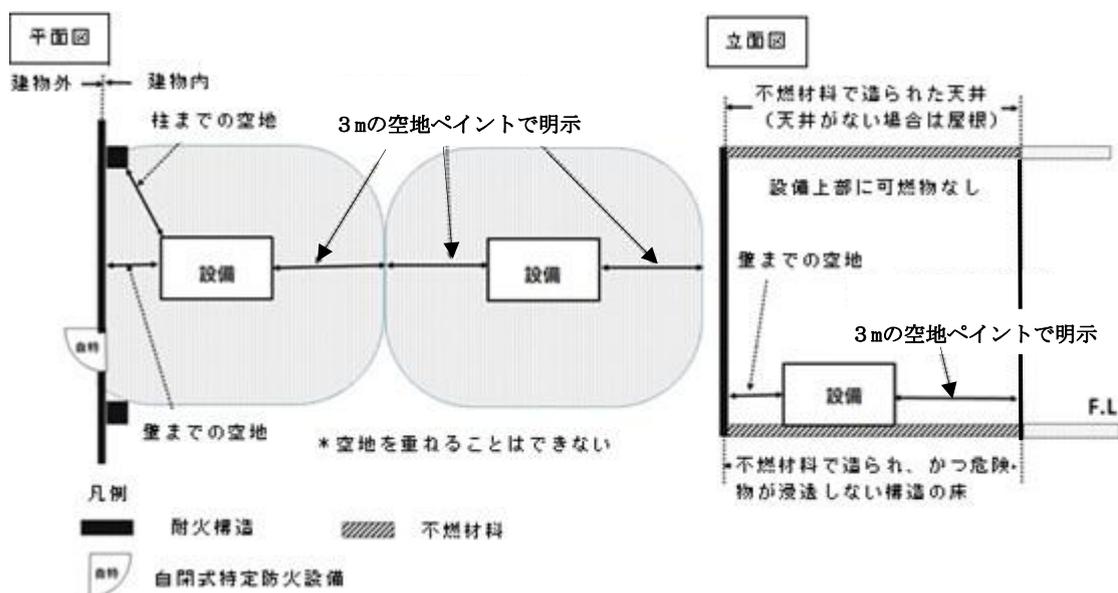
なお、危険物を貯蔵し、又は取り扱う設備を複数設置する場合は、相互の空地が重ならないように保有する必要があること。

^{*} 固定されたもの又は使用形態上容易に移動できないものをいう。

(イ) 設備上部は「周囲」に含まれないが、設備及び周囲の空地の上部には、可燃物が存しないこと。また、屋根又は天井は不燃材料で造られていること。

(ロ) 空地はペイント、テープ等で明示されていること。

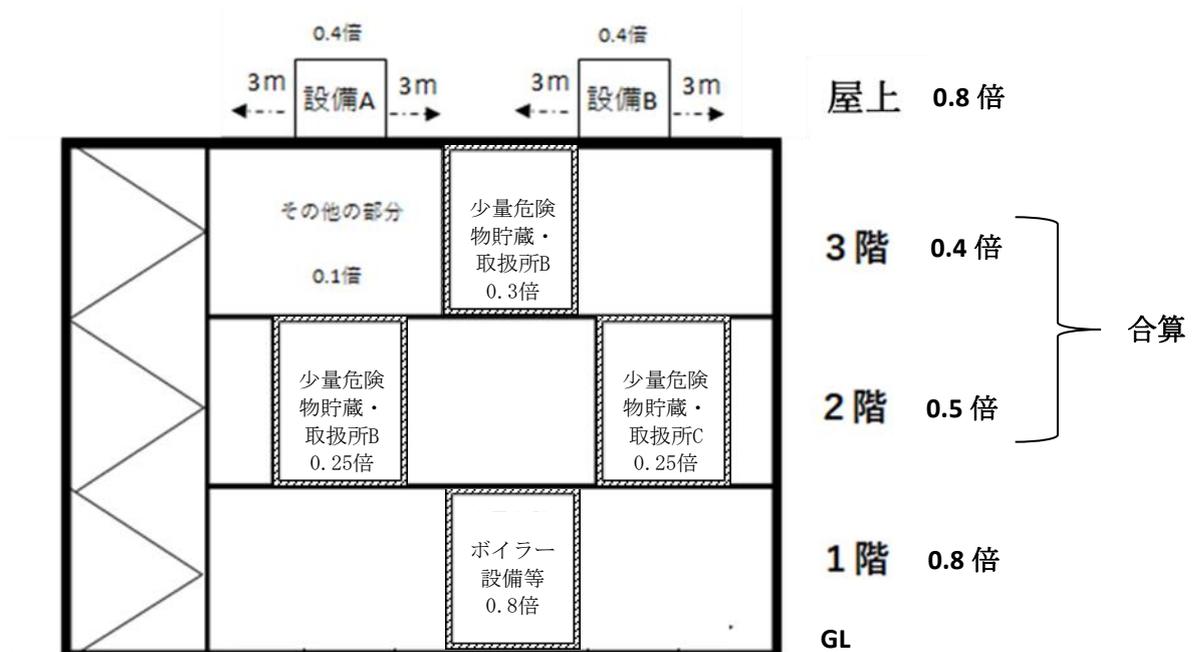
(ハ) 本形態においては、条例第31条の3の2第1号から第3号の規定について適用しないこと（第3号にあっては危険物が外部に流出しない構造の設備に限る）。



ウ 複数の少量危険物貯蔵・取扱所等を設置する場合

一の棟ごとに算定した場合において、指定数量未満（屋上は合算しない。）となるよう指導すること。

ただし、危険物を消費するボイラー、発電設備等以外では危険物を貯蔵し、又は取り扱わない区画は、他の区画内で関連性がない少量危険物貯蔵取扱所とは別の数量と算定することができる。



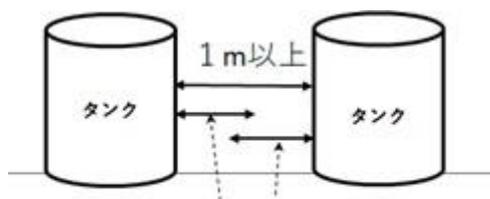
(3) その他の場合

ア タンクにより貯蔵し、又は取り扱うもの

原則としてタンクを単位として行うほか、次によること。

(ア) タンク（地下タンク及び移動タンクを除く。）

複数のタンクを設ける場合において、タンク相互の距離が1メートル以上（条例第31条の3第2項第1号の空地を含む。）確保されているものについては、タンクごとに算定することができるものであること

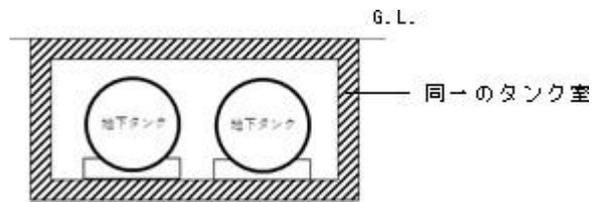


条例第31条の3第2項
第1号に掲げる距離

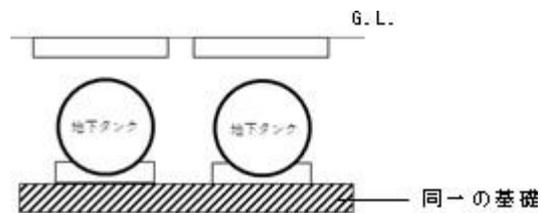
(イ) 地下タンク

地下タンクごとに算定すること。ただし、次の場合は2基以上の地下タンクを一の地下タンクとして算定すること。

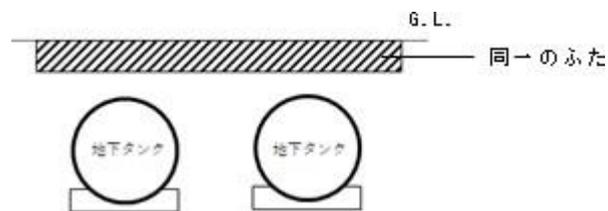
a 同一のタンク室内に設置されている場合



b 同一の基礎上に設置されている場合



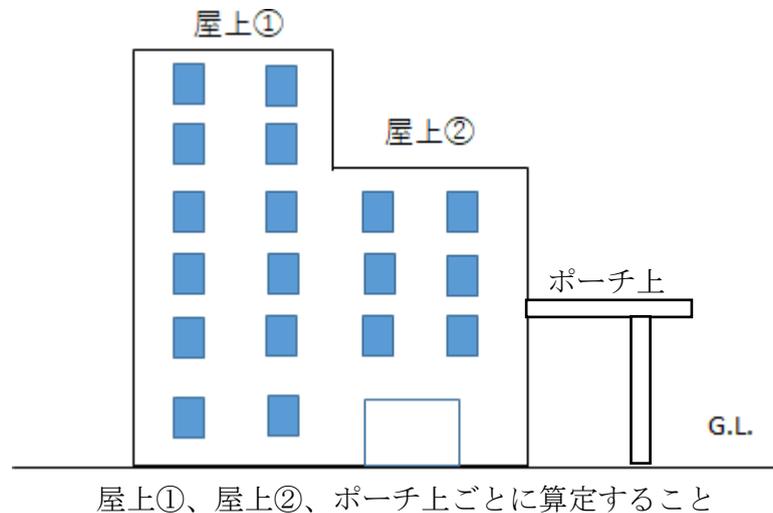
c 同一のふたで覆われている場合



イ 屋上における場合

屋上ごと（同一の建築物に連続しない屋上が2以上ある場合は当該部分ごと。）に算定するほか、2(1)ただし書によることができるものであること。

なお、床面積に算入されないポーチ上等も含まれる。



ウ 屋外のイベントにおいて危険物を取り扱う場合

イベント会場ごとに算定するほか、2(1)ただし書によることができるものであること。

なお、2(1)ただし書による場合は、イベント主催者等からの届出において、イベント会場における全ての危険物の貯蔵・取扱いに係る事項が明確にされている必要があること。

エ 建築物に設置する免震用オイルダンパーにより危険物を取り扱う場合

危険物が密閉状態で封入されている構造で、指定建築材料として国土交通大臣に認定されているものについては、免震オイルダンパー1台ごとに算定すること。

（平成28年3月23日消防危第42号関係）

オ リチウムイオン蓄電池又は蓄電池設備を耐火性収納箱等に収納する場合

耐火性収納箱に収納し、又は耐火性筐体により覆われた蓄電池等を貯蔵し、又は取り扱う場合、次の(ア)及び(イ)を満たすときは、耐火性収納箱又は耐火性筐体（以下「耐火性収納箱等」という。）ごとの指定数量の倍数を合算しないこととして差し支えないこと。また、耐火性収納箱等ごとの相互間の距離は不要であること。（令和6年7月2日消防危第200号関係）

(ア) 耐火性収納箱等内の危険物の総量が指定数量未満であること。

(イ) 耐火性収納箱等には、火災予防条例第31条の2第2項第1号の規

定による標識及び掲示板の設置に加え、見やすい箇所に蓄電池等を収納している旨を表示すること。

カ キュービクル式リチウムイオン蓄電池設備を貯蔵する場合

蓄電池設備の電解液量が指定数量未満であって、かつ、当該蓄電池設備を厚さ1.6mm以上の鋼板で造られたキュービクルに収納する場合、開口部を必要な耐火性を有する布で覆うことにより、蓄電池設備ごとの指定数量の倍数を合算せず、それぞれを指定数量未満の危険物を貯蔵する場所として扱うものであること。また、当該措置を講じた場合、蓄電池設備ごとの離隔距離は不要であること。（令和4年4月27日消防危第96号関係）

キ 車載用リチウムイオン蓄電池を貯蔵する場合

指定数量未満の車載用リチウムイオン蓄電池に耐火性を有する布で覆うなど、一定の措置を講じた場合、指定数量の倍数を合算せず、それぞれを指定数量未満の危険物を貯蔵する場所とすることができること。また、当該措置を講じた場合、蓄電池ごとの離隔距離は不要であること。（令和6年3月28日消防危第55号関係）

ク 鋼板製の筐体で覆われる車載用リチウムイオン蓄電池について

電気自動車の製造等に伴い一時的に建築物内に置く必要がある車載用リチウムイオン蓄電池である場合、当該車載用リチウムイオン蓄電池等の状況が令和5年7月7日消防危第214号の1（1）から（3）の要件に該当する場合は、当該車載用リチウムイオン蓄電池が含有する危険物については、指定数量の倍数の合算に含めない。（令和5年7月7日消防危第214号関係）

なお、原則、電気自動車の製造が行われない一般倉庫内の車載用リチウムイオン電池の貯蔵に際し、令和5年7月7日第214号通知は適用しない。

3 留意事項等

- (1) 一の棟において、危険物の総量（2(3)エからクを除く。）が指定数量以上となる場合は、法第10条第1項に規定する製造所等として計画するよう指導すること。
- (2) 危政令において地階への設置が認められている発電機等以外の形態の少量危険物貯蔵・取扱所については、地階に複数設置しないよう指導すること。（危政令第9条第1項第4号、危省令第28条の57第2項、第3項等関係）
- (3) 運用に際し、条例に規定する技術上の基準によることが前提となることに留意すること。
- (4) 貯蔵し、取り扱う危険物の類、品名等の種類についての制限はないが、条例第31条の7によるほか、類の異なる危険物を近接して保管しないことなど安全性を十分に確保するよう指導すること。
- (5) 部分規制の製造所等と少量危険物貯蔵・取扱所がそれぞれの技術上の基準に適合する場合は、一の棟に併設することができること。

4 既存施設の取扱い

令和 7 年 3 月 31 日時点において、現に条例第 46 条に基づき届出されている少量危険物貯蔵・取扱所のうち、本運用に適合しないものに係る技術上の基準については、本運用にかかわらず、なお従前の例によること。